

Zenken通信 (vol. 33)

▽ 今回のお届け情報

Title: 愛媛県「調査基準価格 新基準に引き上げ」

Outline

添付資料P1~4

○愛媛県は、低入札価格調査制度における調査基準価格の設定基準について、4月に改定された新しい中央公契連モデルに準じて見直すとともに、失格判断基準もあわせて改正し、6月1日以降の公告案件から適用する。

[見直し内容]

1. 低入札価格調査基準価格の見直し

(1) 設定範囲 $2/3 \sim 8.5/10 \Rightarrow 7.0/10 \sim 9.0/10$

(2) 算定式

【土木工事】

- ・直接工事費 $\times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
- ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
- ・現場管理費 $\times 0.60 \Rightarrow \times 0.70$
- ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

【建築工事】

- ・直接工事費 $\times 0.90 \times 0.95 \Rightarrow$ 変更なし
- ・共通仮設費 $\times 0.90 \Rightarrow$ 変更なし
- ・直接工事費 $\times 0.10 +$ 現場管理費 $\times 0.60$
 $\Rightarrow$ 直接工事費 $\times 0.10 +$ 現場管理費 $\times 0.70$
- ・一般管理費 $\times 0.30 \Rightarrow$ 変更なし

2. 失格判断基準の引き上げ

・直接工事費	設計金額の 75%	$\Rightarrow$ 変更なし
・共通仮設費	" 70%	$\Rightarrow$ 変更なし
・現場管理費	" 60%	$\Rightarrow 70\%$
・一般管理費	" 30%	$\Rightarrow$ 変更なし

《愛媛県建設業協会提供》

担当：事業企画課 林

媛建協発第 30 号
平成 21 年 5 月 22 日

各 支 部（部 会）長 様

社団法人 媛媛県建設業協会
会 長 星 加 隆 夫
(公 印 省 略)

県工事における低入札価格調査に係る
調査基準価格等の見直しについて

時下、益々ご清栄のことと存じます。

さて、県工事においては、本年 6 月 1 日以降に公告する案件より、別紙の通り標記調査基準価格を見直す旨の通知がありました。

つきましては、概要については以下の通りであります。貴支部（部会）会員に対しご周知方お願いいたします。

記

【変更の概要】

(1) 低入札価格調査基準価格範囲の変更

現：予定価格の $\frac{2}{3} \sim \frac{8.5}{10}$ の範囲

↓

新：予定価格の $\frac{7}{10} \sim \frac{9}{10}$ の範囲

(2) 調査基準価格の算定式の見直し

(土木)

現：(直接工事費 $\times 0.95$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ +
現場管理費 $\times 0.6$ + 一般管理費 $\times 0.3$) $\times 1.05$

↓

新：(直接工事費 $\times 0.95$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ +
現場管理費 $\times 0.7$ + 一般管理費 $\times 0.3$) $\times 1.05$

(建築)

現： { 直接工事費 $\times 0.9 \times 0.95$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ +
 (直接工事費 $\times 0.1$ + 現場管理費) $\times 0.6$ + 一般管理費 $\times 0.3$ } $\times 1.05$

↓

新： { 直接工事費 $\times 0.9 \times 0.95$ + 共通仮設費 $\times 0.9$ +
 (直接工事費 $\times 0.1$ + 現場管理費) $\times 0.7$ + 一般管理費 $\times 0.3$ } $\times 1.05$

(3) 失格判断基準の見直し

費目 (設計金額)	現	新
直接工事費	75%未満	75%未満
共通仮設費	70%未満	70%未満
現場管理費	<u>60%未満</u>	<u>70%未満</u>
一般管理費	30%未満	30%未満

21土第143号
平成21年5月20日

建設業関係団体の長 様

土 木 部 長
(公 印 省 略)

低入札価格調査に係る調査基準価格等の見直しについて (通知)

低入札価格調査制度について、厳格な調査に努めているところですが、この度、低入札価格調査に係る調査基準価格及び失格判断基準を下記のとおり見直すこととしました。つきましては、「愛媛県建設工事低入札価格調査実施要綱」及び「低入札価格調査に関する入札・契約事務手続要領」を改正し、6月1日以降に公告する案件から施行することとしましたのでお知らせします。

なお、貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解のうえ、貴会員（組合員）に対する周知・徹底をお願いします。

記

○調査基準価格の見直し

(現行の調査基準価格)

【土木工事】

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$

【建築工事】

$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$

(予定価格の2/3～8.5/10の範囲)

(新たな調査基準価格)

【土木工事】

$(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$

【建築工事】

$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$

(予定価格の7/10～9/10の範囲)

○失格判断基準の見直し

費目 (設計金額)	基準 (改正前)	基準 (改正後)
直接工事費	75%未満	75%未満
共通仮設費	70%未満	70%未満
現場管理費	60%未満	70%未満
一般管理費	30%未満	30%未満

低入札価格調査制度について

	改 正 前	改 正 後
調査基準価格	次の式により算出された額 【土木工事】 $(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$ (予定価格の $2/3 \sim 8.5/10$ の範囲内) 【建築工事】 $\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.6 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$ (予定価格の $2/3 \sim 8.5/10$ の範囲内)	次の式により算出された額 【土木工事】 $(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3) \times 1.05$ (予定価格の $7/10 \sim 9/10$ の範囲内) 【建築工事】 $\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.7 + \text{一般管理費} \times 0.3\} \times 1.05$ (予定価格の $7/10 \sim 9/10$ の範囲内)
失格判断基準	調査基準価格を下回り、かつ、設計金額に対し、費目別内訳のいずれかが次に掲げる割合に該当する場合には失格とする。 ・ 直接工事費：75%未満 ・ 共通仮設費：70%未満 ・ 現場管理費：60%未満 ・ 一般管理費：30%未満	調査基準価格を下回り、かつ、設計金額に対し、費目別内訳のいずれかが次に掲げる割合に該当する場合には失格とする。 ・ 直接工事費：75%未満 ・ 共通仮設費：70%未満 ・ 現場管理費：70%未満 ・ 一般管理費：30%未満

【調査基準価格と失格判断基準のイメージ図】

